

# ○札幌市狂犬病予防法施行細則

昭和25年12月15日

規則第75号

## (趣旨)

第1条 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号。以下「法」という。)の施行については、狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号。以下「政令」という。)及び狂犬病予防法施行規則(昭和25年厚生省令第52号。以下「省令」という。)に定めがあるもののほか、この細則の定めるところによる。

## (犬の登録の申請)

第2条 省令第3条に規定する申請書は、畜犬登録申請書(様式1)とする。

## (鑑札の付着)

第3条 法第4条第3項の規定による犬の鑑札は、その犬の首輪に着けておかなければならない。

## (鑑札の再交付の申請)

第4条 省令第6条の規定による申請は、犬の鑑札再交付申請書(様式2)によるものとする。

## (犬の死亡の届出)

第5条 省令第8条の規定による届出は、犬の死亡届(様式3)によるものとする。

## (登録事項の変更の届出)

第6条 省令第9条の規定による届出は、登録事項変更届(様式4)によるものとする。

2 前項の届書を市長に提出する場合において、それが市外から市内への犬の所在地の変更であるときは正副2通を提出するものとする。

第7条 削除

第8条 削除

## (注射済票の再交付の申請)

第9条 省令第13条の規定による申請は、犬の注射済票再交付申請書(様式7)によるものとする。

## (狂犬病予防技術員の指定等)

第10条 法第6条第2項の規定により狂犬病予防技術員の指定を受けようとする者は、狂犬病予防技術員指定申請書(様式8)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の指定を受けた者でなければ犬の捕獲に従事することができない。
- 3 狂犬病予防技術員が犬の捕獲に従事するときは、省令第14条の規定による証票のほか、に身分証明書(様式9)を携帯しなければならない。

(抑留の公示)

第11条 法第6条第8項の規定による公示には犬の種類、性、年齢、毛色、特徴、捕獲場所及び日時並びに抑留の場所を記載する。

(評価人)

第12条 市長は、政令第5条に規定する評価人として、市職員又は同条の規定による評価の対象となる動物に関して知識のある者の中から5人を委嘱するものとする。

- 2 前項の評価人には、評価の都度市長が別に定める額を支給する。ただし、市職員である評価人にはこれを支給しない。

(狂犬病の犬等の届出)

第13条 法第8条第1項の規定による届出は、狂犬病発生届(様式10)によるものとする。

(犬のけい留命令等の告示)

第14条 法第10条の規定により犬のけい留等を命ずるとき、及び法第13条の指定により検診又は臨時の予防注射を行わせるとき、並びに法第15条の規定により移動、移出若しくは移入を禁止し、又は制限するときは、その旨を告示する。

(費用の負担)

第15条 法第23条の規定に基づき犬の所有者から徴収する費用は、次のとおりとする。

- (1) 狂犬病予防注射の費用 1頭につき 2,490円
- (2) 抑留犬の飼養管理費用 1頭1日につき 400円
- (3) 抑留犬の返還費用 1頭につき 7,200円

附 則

- 1 この細則は、公布の日から施行する。
- 2、3 省略
- 4 この規則施行前に、旧手稲町地域において狂犬病予防法施行細則(昭和25年北海道規則第252号)の規定に基づき登録の申請を行ない、犬の鑑札の交付を受けたものについては、この規則により登録の申請を行ない犬の鑑札の交付を受けたものとみなす。

附 則(昭和26年規則第46号)～附 則(平成11年規則第19号)省略

附 則(平成12年規則第18号)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の札幌市狂犬病予防法施行細則第15条第1項第2号及び第3号

並びに第2条の規定による改正後の札幌市畜犬取締り及び野犬掃とう条例施行規則第11条の規定は、この規則の施行の日以後に抑留した犬の飼養管理又は返還に要する費用について適用し、同日前に抑留した犬の飼養管理又は返還に要する費用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年規則第46号)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2、3 省略

様式1

畜犬登録申請書

- 1 所有者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 2 犬の所在地
- 3 犬の種類
- 4 犬の生年月日
- 5 犬の毛色
- 6 犬の性別
- 7 犬の名
- 8 前5号のほか犬の特徴となるべき事項

狂犬病予防法施行規則第3条の規定により登録を申請します。

年 月 日

申請人 氏名

(あて先)札幌市長

様式2

犬の鑑札再交付申請書

- 1 所有者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 2 登録年度及び登録番号
- 3 犬の種類
- 4 犬の生年月日
- 5 犬の毛色
- 6 犬の性別
- 7 犬の名
- 8 犬の特徴
- 9 再交付申請理由

狂犬病予防法施行規則第6条の規定により再交付を申請します。

年 月 日

申請人 氏名

(あて先)札幌市長

様式3

犬の死亡届

- 1 所有者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 2 登録年度及び登録番号
- 3 死亡の年月日
- 4 死亡の理由

狂犬病予防法施行規則第8条の規定により届け出ます。

年 月 日

届出人 氏名

(あて先)札幌市長

様式4

登録事項変更届

- 1 所有者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 2 登録年度及び登録番号
- 3 変更した事項(当該事項に係る新旧の対照を明示すること。)

狂犬病予防法施行規則第9条の規定により届け出ます。

年 月 日

届出人 氏名

(あて先)札幌市長

様式5及び様式6 削除

様式7

犬の注射済票再交付申請書

- 1 所有者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 2 登録年度及び登録番号
- 3 再交付申請理由

狂犬病予防法施行規則第13条の規定により申請します。

年 月 日

申請人 氏名

(あて先)札幌市長

(注) 注射済票をき損した場合には、その注射済票を添付すること。

様式8

狂犬病予防技術員指定申請書

- 1 本籍地
- 2 現住所

申請人 氏名印  
年 月 日生

狂犬病予防法第6条第2項の規定による狂犬病予防技術員の指定を受けたいので申請します。

年 月 日

氏名印

札幌市長 殿

(注) この申請書には、履歴書及び健康診断書を添付すること。

様式9(その1)(指定狂犬病予防技術員の場合)

表面

8cm

12cm		
		写真をはる面
		第 号 身分証明書 住所 氏名 年 月 日生 上記の者は、札幌市指定 狂犬病予防技術員である ことを証明する。 年 月 日 札幌市長 印 本証明書の有効期間は1 年とする。

裏面

	犬の捕獲心得  1 狂犬病予防技術員は、予防員の指示に従い捕獲に従事しなければならない。 2 狂犬病予防技術員は、注射及び登録の有無を確かめて捕獲し、捕獲した犬は必ず抑留所に携行しなければならない。 3 捕獲のため他人の住居に立ち入るときは、居住者に本証明書を提示し了解を得なければならない。 4 飼主のある犬を捕獲するときは、捕獲理由を飼主に説明するとともに、飼主の住所氏名を控えておかななければならない。 5 前項の場合飼主が拒んだときは、その旨を予防員に速やかに報告しなければならない。
--	--

様式9(その2)(市職員の場合)

表面

8cm

6cm	第 号 身分証明書 所 属 職氏名 年 月 日生 上記の者は、札幌市狂犬病予防技術員であることを 証明する。 年 月 日交付 札幌市長 印
-----	---

裏面

	写真をはる面 狂犬病予防技術員は、その事務に従事するときは本 書を携帯し、関係人の求めによりこれを提示しなけれ ばならない。
--	---

様式10

狂犬病発生届

年 月 日

(あて先)札幌市保健所長

住 所  
届出者  
氏 名  
電話番号 ー

下記のとおり狂犬病が発生しましたので、狂犬病予防法第8条第1項の規定により、届け出ます。

記

所 有 者	住所							
	氏名				電話番号			
発症動 物	動物の区分	犬 ・ 猫 ・ その他( )						
	所在地	札幌市 区						
	発病地	所在地に同じ ・						
	発病年月日	年 月 日		被こう傷の有無		有 ・ 無		
発症動 物の特 徴等	種類			毛 色			性別	
	生年月日	年 月 日		体格				
	名称			その他特徴				
畜犬の 登録等	登録の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		年度	第	号		
	最終狂犬病予防注射	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		年 月 日	第	号		
診断 ・ 検案 ・ 措置等	診断・検案年月日		年 月 日 (診断・検案)					
	診断・検 案者	住所				電話番号	ー	
		氏名						
	診断・検案の状況							
事後の措置等								

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。